



「個人情報保護法のいわゆる3年ごと 見直しの検討の充実に向けた視点」 についての意見

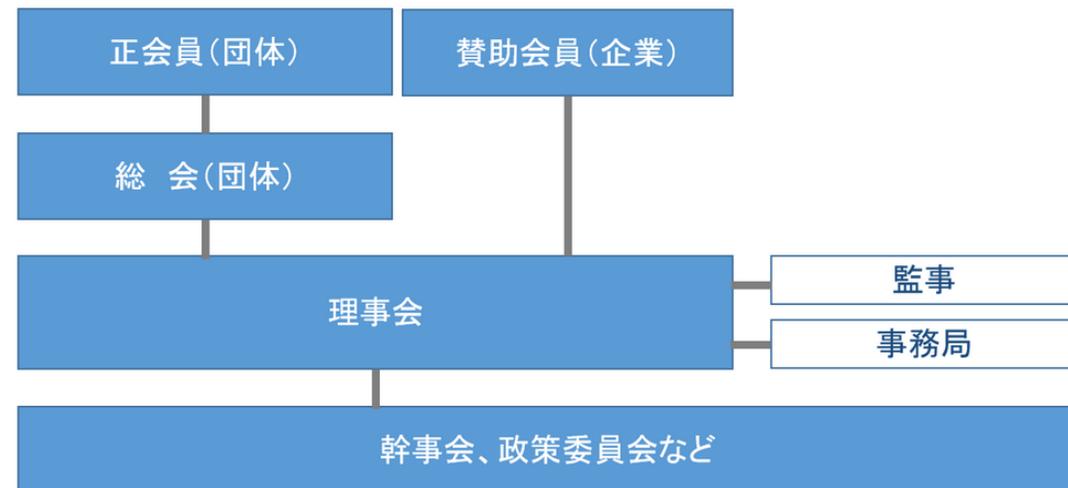
2024年12月5日

日本IT団体連盟

日本IT団体連盟とは

一般社団法人日本IT団体連盟は、IT関連団体の連合体として、我が国のIT産業の健全な発展に貢献するとともに、世界最高水準のIT社会の構築を目指すため、政府との双方向のコミュニケーションを実現しながら積極的に提言等を行い持って、我が国の経済・社会、国民生活の向上に寄与することを目的に設立されました。

団体名	一般社団法人 日本 IT 団体連盟
英語名	ITrenmei, Japan Federation of IT Associations
会長	川邊 健太郎 (Yahoo!基金 理事長)
設立	2016年7月22日
加盟団体	正会員 26団体 賛助会員7社、4団体 (2024年11月11日現在)
URL	http://www.itrenmei.jp



はじめに

- ◆ これまでいわゆる3年ごと見直しの検討が開始され、「中間整理」及び「今後の検討の進め方」が公表されてきたところ、今般新たに「今後の検討における視点」が示されたことを歓迎する。
- ◆ とりわけ「特に、デジタル化・AIの急速な普及をはじめとした技術革新や今後の見通しも踏まえ、事業者団体等からは、具体的な検討事項に関する議論に際しては、まずは、制度の基本的な在り方に立ち返った議論を行うべきであるとの意見も出された。」と記されたことは、今後の幅広いステークホルダーによる透明性のある議論といった方向性に通ずるものであると考えられ、謝意を表したい。
- ◆ 弊連盟としては、グローバルな規範との調和をどのように図っていくのかというロードマップを示してもらいたいということ、昨年12月のヒアリングでも申し上げているように、目指すべき規範、規律の全体像を検討していくことが最優先であって、幾分近視眼的な対応のために貴重なリソースを費やすべきではないと考えている。
- ◆ そのため「より包括的なテーマや個人情報保護政策全般」として当該政策が踏まえるべき基本的事項について検討を深めていくに際しては、現在進めている検討と統合的・一体的に推進することが肝要であり、将来像のために優先すべき事項を明確にした上で進めていただきたい。

(参考4) 「現行制度の基本的事項に係る再検討にあたっての視点の例」について (総論)

- ◆ 今後の検討の一つの端緒として「現行制度の基本的事項に係る再検討にあたっての視点の例」が示されたことは望ましいと考えているが、同時に例示に過ぎないということも踏まえて、網羅的に視点が把握できるよう様々なステークホルダーからの意見の聴取を続けていただきたい。
- ◆ より良い制度を作っていくためには必要な時間やコストを費やすことが不可欠であって、制度設計のための投資無くして良い制度はできなということを踏まえていただきたい。失われた30年は、投資を忘れた30年であったと言えるが、産業における投資だけではなく、政策や法制度を創っていくための投資が十分に行われなかった結果だったということに十分留意されたい。

(参考4) 「現行制度の基本的事項に係る再検討にあたっての視点の例」について
(各論)

視点として加えていただきたい点について

- ◆ 地方自治体の保有する個人情報の保存先クラウドについて、住民の人々の意見を反映する機会が保障されていないという点は、最初の検討会で述べさせていただいた通りである。この点は「データ主権」という視点からは極めて重要であると考えている。
- ◆ データ主権とはデータの所有権と管理権がどの国や団体に帰属するかを指す概念であり、グローバル化とデジタル化の進展により、データが国境を越えてやりとりされることが一般的になっている。しかし、その一方で、各国は自国民のデータが外国のサーバーで処理・保存されることに対して懸念を抱くようになり、データ主権を確保する必要性が高まっている状況である。データ主権を考えていくに際して、核の一つとなるものが個人情報であることは言うまでもない。そしてデータ主権がどこから導かれるものなのかを考える場合、個人情報を人権として考えるかどうかを整理しておく必要がある。
- ◆ 現行の個人情報保護法はこの点について触れておらず（制定当時の議論では一旦人権に関する議論には踏み込まずにきていると理解しているが、そのため私権がどこまで及ぶのかといった整理も棚上げになっていると理解）グローバル環境を考えた場合、結論は現状を維持することになるとしても、きちんと検討し、データ主権における個人情報の位置付けを明確にしておくことが重要と考えている。

5 「守られるべき個人の権利利益の外延」について

- ◆ 端末識別番号やCookie情報等の取扱いに関しては、お示し頂いた視点を踏まえながら然るべく検討していただく必要があるものと思料。正に本邦の個人情報に係る定義は十分であるか否か、といった課題にも通底する論点であると考えられる。
- ◆ パブコメ含めて定義の見直しをとっている意見が出されているように、個人情報保護法の保護範囲について検討して結論を出しておくことが重要だと考えている。特に、現状では我が国だけが狭い定義となっている点をどのように整理していくのかが重要であり、外延が大きく変わってしまうとすれば法執行のあり方や範囲に大きな影響を及ぼすことは明らかであり、この点の整理無くして進むことは難しいと考えている。

6 「個人データそのものの特徴に起因する考慮要因」について

- ◆ 本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データに関しては、その内容や時代に応じて社会的な受容度が変化するとと思われるところ、都度の見直しが必要と考えられる（例えば、日本版DBSのようなケースを踏まえて個人情報保護法の中でどのように取り扱うのか）。機微（センシティブ）情報に関しては現状ガイドラインとなっているところ、今後はどのように位置付けていくのかなど含め議論していただきたい。

1 「個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性」について

- ◆ 個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性は、事業者側のガバナンスと密接不可分である。他方そのガバナンスを同意のみにより担保できるかは必ずしも判然とせず、従前よりlegitimate purposeによる利用や第三者提供を加えていただきたいという意見を述べている。即ち事業者側で適切なガバナンス体制を構築し説明責任を果たしたうえで利用者側が対応していくとした場合、現状の同意のみでは限界があり、未だ当事者同士のガバナンスが十分に効くような構造にはなっていないと考えられる。また公益の観点も含め個人の関与に適さない場合について、明確化を図っていただきたい。（※①）
- ◆ ガバナンスの仕組みとして認定個人情報保護団体の役割の強化についても検討いただきたい。事業のあり方が細分化していく中で全ての役割を個人情報保護委員会が担っていくことは困難であると考えている。そのため共同規制の方法として認定個人情報保護団体を位置付け、当該団体で一定のガイドラインを策定し、その範囲で行われているものについて適正に行われているという推定を働くようにしていただきたい。その際、ガイドラインの範囲については例えば、学術研究例外や公衆衛生例外などの取り扱いについても委ねていただくといったことを考慮いただきたい。

1 「個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性」について

- ◆ とりわけこどものデータが一つの例であると思われるが、本人による関与・監視等の規律に係る十分な意思決定が困難な場合においては、別途の対応が必要であると思料。事業者側のアカウントビリティで補完すべきものもあると考えられるところ、前述の※①と併せ検討いただきたい。
- ◆ 利用目的を特定した後のケースも同様、正にこのガバナンスをどのように考えるかという観点から導出されていると思われるところ、精査については恐らく基本的に事業者側が対応すべき課題であると考えられ、どのような形で規定すべきか検討が必要。現状は利用目的を表示することのみで当該利用目的に係るアカウントビリティは特段定められていないが、本来的には適切なアカウントビリティが求められるべき対象であると思料する。
- ◆ プロファイリングに関しては従前述べている通り、プロファイリングという言葉自体の定義がなされないと議論が曖昧になってしまう恐れがあるため、先ずはこの点を明確にしたうえで議論を進めるようにしていただきたい。

1 「個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性」について

- ◆ 事業者が自律的に取扱いの適正化を図ろうとする意思について、当該意思の有無を第三者が判断するのは困難な側面もあると考えられるところ、外形的に推し量る或いはどのように行為を評価するかという点に課題は尽きるものと思料。従って外形的な評価基準をどのように規定するかを前提として、如何なる対応をなすべきかについて検討していただきたい。
- ◆ またデータポータビリティについて、弊連盟においては情報銀行認定事業に従事しているところ是非推進していただきたいと考える。個人の方々が事業者に預けているデータを自らの意思で積極的に他に移転することができるような環境整備が必要であり、実際の利用有無などは別としても、こうしたことが正に個人の方々に対して自分のデータを自らガバナンスできるということを理解して頂く基礎にもなるものと思料。個人データの本質に係る課題であり、例えば欧州のように人権の一つとして位置付けるのかなど検討に加えていただきたい。

3 「個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性」について

- ◆ いわゆる名簿屋みたいなものへの対応も含めて、今一度議論をしていただきたい。自らパブリックにした情報等の取扱いに関してはオプトアウトに依るのも已むを得ないと考えられるものの、本来の用途とは異なる場合なども多く特殊な形態となっており、現在実際に生じている問題への牽制効果も企図して検討していただくことが肝要である。

